

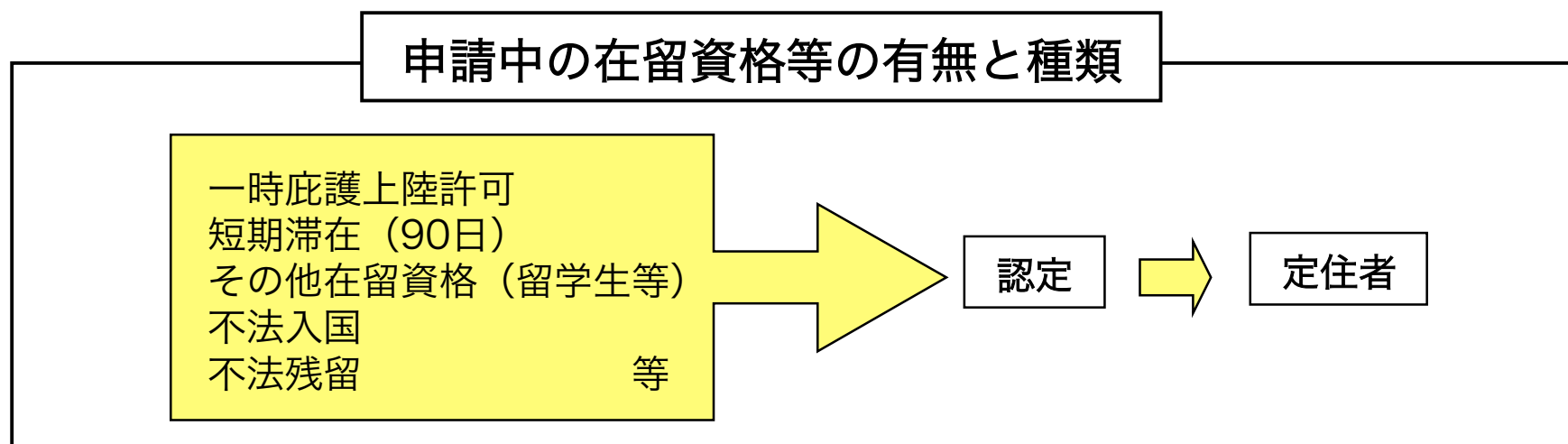
# 条約難民の置かれている状況とニーズについて

2004年7月5日

特定非営利活動法人 難民支援協会

# 1. 条約難民の特徴(1)

- ✚ 日本への在留年数：日本に入国後、認定を受けるまでに数ヶ月～10年以上と、多岐にわたる。
- ✚ 在留資格の変遷：難民認定によって在留資格を付与される人が多い。
  - ▶ 2003年度：難民認定申請時に正規滞在121名／不正規滞在者 215名  
(数字は法務省入国管理局発表資料「平成15年における難民認定者数等について」  
(平成16年2月27日)より)



# 1. 条約難民の特徴(2)

## ✚ 認定を受けた後であっても、自身の存在を出身国当局に知られないように注意を払う。

- ▶ 同国／地域出身者へのアクセスが難しく、同国／地域出身者によって構成されるコミュニティ団体などに所属できない。もしくは、コミュニティ団体等が存在しない人もいる。
- ▶ 他人名義の旅券などを有している。
- ▶ 出身国当局に把握されないように、自身の氏名の変更を希望する

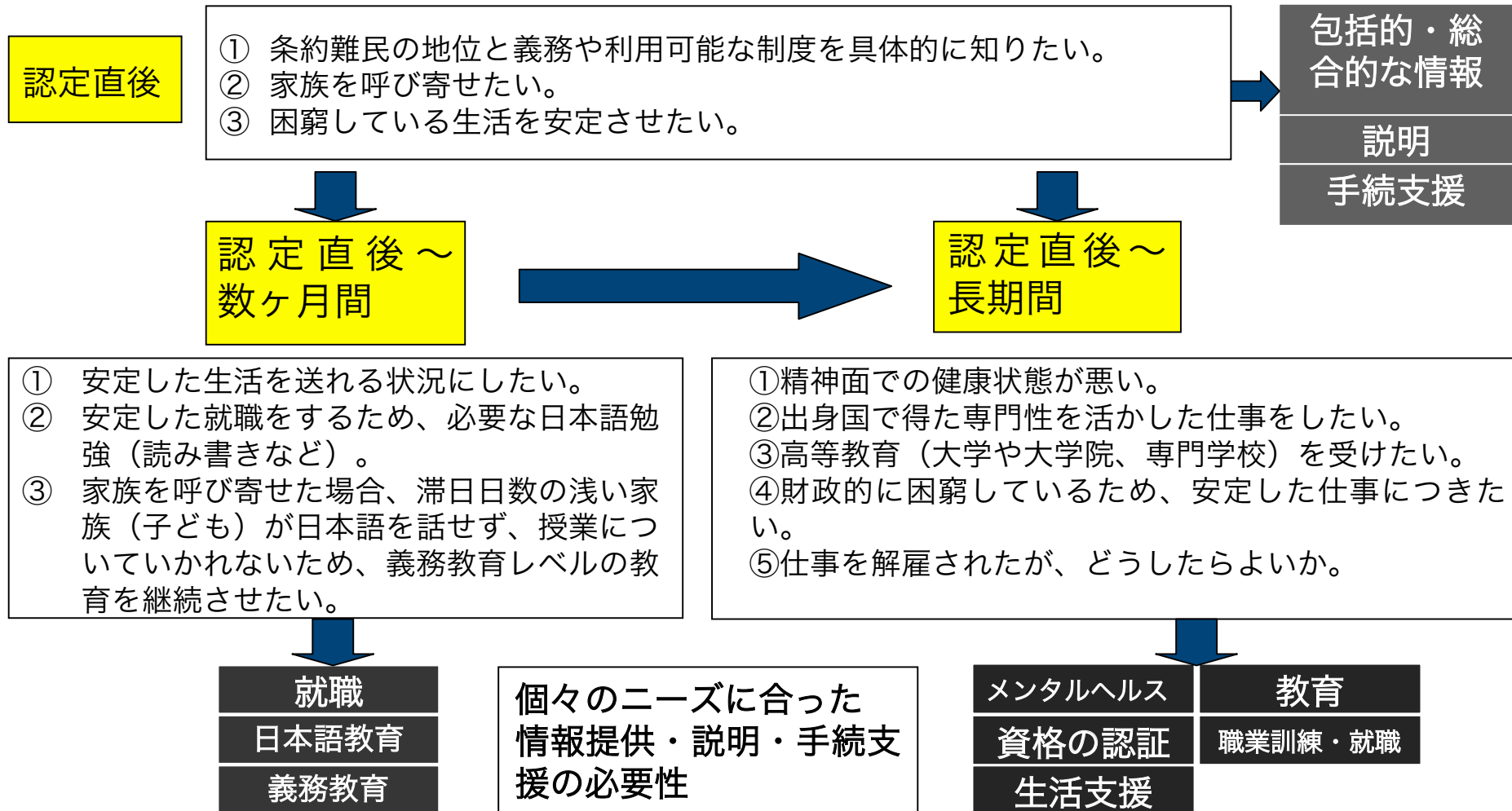
など

## ✚ 多様な出身国：

- ▶ アジア：ミャンマー・パキスタン・中国
- ▶ 中東：アフガニスタン・イラン・イラク
- ▶ アフリカ：3ヶ国以上

# 1. 条約難民の特徴(3)

## 時系列にみた条約難民からの相談：多様なニーズ



# 1. 条約難民の特徴(4)

---

## 【条約難民の相談の中でよく問合せがなされる制度】

- ① 健康保険
- ② 難民旅行証明書
- ③ 生活保護
- ④ 就労斡旋
- ⑤ 家族呼び寄せ
- ⑥ 帰化申請
- ⑦ 就学

※ 上記サービス等を得るための手続中にも、進行中に来訪要請を受けた理由や追加資料の提出等について、随時相談されることが多い。

## 2.個別テーマ(1):情報提供・相談

### ✚ 現状と対応例

- ▶ 現状：本来受けられる制度の存在や情報の入手方法を知らないため、義務を怠ったり、サービスを受けられないことがある。
  - 具体的な相談  
国民健康保険への加入できることを知らず、認定を受けてから1年後、支援者との相談中に知った。  
難民認定された以上、在留資格の更新は必要ないと考え、更新手続きを行わずに不法滞在となった。
- ▶ 難民支援協会での対応例：在留資格や本人の滞日年数や出身国における習慣等を聞いた上で必要な情報を手渡し、また自分でそのサービスが得られるところまでを支援する。

### ✚ 提案

- ▶ 相談を実施する中での個々のニーズに沿った情報提供の必要性
  - 【理由】出身国、文化的背景、生育歴（特に学歴）、家族の有無、日本での在留年数と情報へのアクセスの頻度により本人のニーズや相談は多様となり、個々の状況を聞いた上での適切な情報提供が求められる。
- ▶ 情報提供に留まらず、本人が実際にサービスを得られるところまでの支援の必要性
  - 【理由】情報を得て、実際にサービスを受けようとしても、日本語の説明しかわたされない、日本語での書類記入ができない、窓口で自分の立場を説明できない等の事情により実際にサービスを受けるまでに困難がある場合が多く、実際に自身で試みても、できないと相談に来る人もいる。サービスを受け取るようになるまで、支援が必要とされる。

## 2. 個別テーマ(2):就職

### ✚ 相談内容

- ▶ 失業してしまったので、新しい仕事を紹介してほしい。
- ▶ 自身の技能を活かした仕事に就きたい。(エンジニア、通訳、ウェブデザイナー、プログラマー、ジャーナリスト、研究者等)
- ▶ 在留資格も合法化されたので、正社員として雇用されたい。
- ▶ 高齢になり、肉体労働に限界を感じているが、パートタイムで仕事を休むと収入が減るので、就職活動をすることもできない。
- ▶ 低収入のため、家族を養うことが難しい。

### ✚ 提案

#### ▶ 新しい雇用先の開拓

- 【理由】現在の条約難民の就労先はほとんどが肉体労働であるが、日本語でのコミュニケーションが難しい場合でも研究者や短期間プログラマーとして就職する等若干の変化がみられる。また比較的マイナーである言語と日本語の通訳・翻訳が可能な人もおり、そのような技能を求めている企業も存在すると考えられる。今後は、難民の個々の能力に応じた雇用先を開拓し、両者(難民・雇用主)の橋渡しができることが望ましいと考えられる。

#### ▶ 雇用主へ正規社員への登用の依頼と理解促進

- 【理由】前述の通り、難民認定によって新たに在留資格が付与されることも多く、自身の法的地位の変化について、正確に雇用主へ説明し、理解を得、かつ待遇改善(正社員への雇用、社会保険への加入等)まですべて自分自身で交渉のできる条約難民は数少ない。そこで、本人の状況を知った上でそのような説明のできる日本人の助けが必要になると考えられる。ただし、難民への理解不足により、逆に問題を抱え込むのではないかと印象を雇用主に与えかねないことがあり、この点は注意が必要であると考えられる。

#### ▶ 雇用開発助成金等、雇用を促進する各種助成金の適用を現在の条約難民へ拡大させる

- 【理由】金銭的な支出を抑えるという雇用主へのインセンティブが、条約難民の就職にとって有利となると考えられ、また新しい雇用先の開拓の一助になるとも考えられるため。

#### ▶ 起業の推進(エスニックレストラン等独自の専門性を活かす事業の支援)

- 【理由】自ら起業した条約難民が、他の条約難民の雇用を確保し、また地域住民等との交流の接点として機能することも期待できるため。

## 2.個別テーマ(3):職業訓練

### ✚ 相談内容

- ▶ 母国で得た、自身の資格・技術（エンジニア等）を日本においても利用して働きたい。
- ▶ 生計を安定させるため、単純労働ではなく、何かしらのスキルを身に付けて、正社員として働きたい。
- ▶ 日本の進んだ技術を学んで、故国が平和になったら新しい国の復興に活かしたい。

### ✚ 提案

- ▶ **公共職業訓練（委託訓練を含む）についての情報提供及び相談の実施**
  - 【理由】 現在条約難民が受けられることのできる公共職業訓練自体やその内容について情報が乏しく、個々のニーズに応じた相談の体制が望まれると考える。
- ▶ **雇用保険に加入していない条約難民への救済措置と、生活の保障**
  - 【理由】 条約難民の中には雇用保険に加入していない人も多く（特に日本に来て間もなく認定を受けた場合には、就労経験がない者もあり、加入が困難である）、民間委託コースを受講する際に手当てが支給されない。条約難民で仕事及び所持金がなく、仕事を得るために技術を身に付けなければならない場合には、民間委託コース受講中の手当てが支給され、またその間の生活が保障される等の措置が望ましいと考える。

## 2.個別テーマ(4):日本語教育

### ✚ 相談内容

- ▶ 大学で勉強ができる、新聞が読める、雇用主側から求められる業務上の読み書きができるなど、高度な日本語を勉強したい。
- ▶ 生計が困窮しているため、仕事をやめる等現在の生活状況を変えずに日本語の学習をしたい。
- ▶ 働きながら日本語を勉強したい。

### ✚ 提案

- ▶ **本人の希望するレベル（初級～上級）と居住地域（主に関東、関西、東海地方に居住）で本人の生活状況にあった日本語教育の実施**
  - 【理由】日本での定住年数や、本人の日本語の習熟度は多様であり、それ故希望されるレベルも初級から上級まで様々である。日本での定住歴が浅く、基礎から学びたいという人もいれば、勤め先の理解や授業料の免除を受け、日本語学校へ通い、高度な日本語勉強する人もいる。本人の生活状況（仕事が夜勤である、平日昼間は仕事のために週末にまとめて学びたい等）にあわせて学習環境を選び、個々人との相談の中で日本語教育を実施していく必要があると考える。

## 2.個別テーマ(5):教育 I. 義務教育(主に難民の子女)

### 相談内容

- ▶ 義務教育の終了間際の年齢（14～15歳）で来日し、中学校2～3年生に編入したが授業に全くついていられないまま卒業をしなくてはならず、日本の教育過程についていくことができなくなった。
- ▶ 本国では初等教育を受ける機会がなく、基本的な知識を身に付けていきたい。

### 提案

- ▶ 本人の日本語能力や学習習熟度に応じて柔軟に、受入れることが望ましい
  - 【理由】すでに取り組みされている自治体もあるが、年齢によって形式的に編入する義務教育の学年を決めるのではなく、本人のレベルや適応状況等に応じて柔軟性をもって編入学年先が決められることが望ましい。

## 2.個別テーマ(5):教育 II. 高等教育

### 相談内容

- ▶ 自分の技術を活かした仕事に就くため大学、大学院、専門学校に行きたい。
- ▶ 出身国で修士課程を修了しており、博士課程に進みたいが、金銭的に余裕がない。
- ▶ 大学、大学院で学びたい（もしくは、子女を学ばせたい）が財政的な余裕がないため行かない。

### 提案

- ▶ 条約難民への授業料補助及び生活支援制度（大学院も含む）
  - 【理由】各機関における条約難民への授業料補助制度等が、大学院も含みさらに充実することが望ましい。

## 2.個別テーマ(6):メンタルヘルス

### ✚ 現状と対応例

- ▶ 現状：「日本での生活に希望が持てない、将来に不安がある」等、精神的なつらさを訴えて相談に訪れることがある。
- ▶ 難民支援協会での対応例：ストレス、精神病症状を示す疾患を抱えている場合があり、本人の了解をとった上で専門の精神科への受診（場合によっては入院）を勧め、病院のPSWと協力して本人の生活支援を行う。

### ✚ 提案

- ▶ 難民メンタルヘルス専門家（精神科医、心理療法士、臨床心理士、PSW等）と協力し、支援体制を築く。
  - 【理由】故郷での迫害等によるトラウマ等精神的な疾病は、難民認定を受けても劇的に変化するものではなく、継続した治療の必要がある。特に、出身国における生活と、日本での生活に落差が大きいことなどもその一因であるとされている。精神医療従事者に対して難民特有の事情の理解を促進し、関係者によってさらに充実した支援体制を構築する必要がある。

## 2.個別テーマ(7):住居

---

### ✚ 相談内容

- ▶ 収入が少ないため、公営住宅等に住んで出費を抑えたい。
- ▶ 居住年数が満たないため、申し込みができない。
- ▶ 公営住宅の申し込みの手続きが複雑で分からない。書類を一人で記入することができない。

### ✚ 提案

- ▶ **公営住宅の入居資格制限の緩和（例：神奈川県等におけるインドシナ難民への対応措置）**
  - 【理由】公営住宅は安価であるが、上記相談内容等により、条約難民に多く活用されるには至っていない。また、活用している数件中、全件で日本人による手続支援があった。公営住宅に居住するにあたっての入居資格制限を緩和し、また手続についても翻訳や通訳の付与がなされることが望ましい。